

2023年度 第6回理事会次第

日時：2024年3月17日（日）10：00～12：00

会場：千葉県社会福祉センター3階会議室中②

1. 出席者及び資料の確認

2. 開会

3. 会長挨拶

4. 議題

（1）会長と三役会からの報告

- ・代議員選挙について（副委員長） ZOOM 参加
- ・事務局体制について
- ・能登半島地震における対応（団体寄付）について
- ・関東甲信越ブロック協議会（令和6年2月3日）について
- ・県受託 意思決定支援研修について

（2）議事

- ・新入会員の承認について
- ・2023年補正予算
- ・2024年度事業計画
- ・2024年度予算
- ・ばあとなあ

①名簿登録規程に改正

②委員長・副委員長の手当について

③運営規程の改正

（3）各委員会報告事項に対する質疑

資料を事前送付いたしますので、ご確認いただき、理事会では理事・監事・相談役から質疑があった場合のみ詳細説明をお願いすることといたしますので、ご了承ください。

5. 閉会

次回理事会予定

2024年度第1回理事会 2024年5月12日（日）10：00～12：00

場 所 千葉県社会福祉センター3階会議室中①

新理事 オブザーバー参加

【添付資料】

- ① 別途ダウンロードおよび添付 PDF データ-第 6 回理事会資料
- ② 別途ダウンロード- 退会承認対象者一覧-資料別途報告（承認）
- ③ 別途ダウンロード-1 月（1 名）新入会報告（承認）
- ④ 別途 PDF 添付データ-当選者報告 R5 選挙（結果報告）
- ⑤ 別途ダウンロード PDF データ-2023 年度（R5）補正予算（案）および⑥2024 年度予算書（案）
- ⑦ 別途ダウンロード PDF データ-2024 年度事業計画（案）

【理事会報告 1】

- ④2024~2026 代議員名簿（立候補および選任）0308-13 名について、選挙管理副委員長より報告する

【理事会報告 2】

- ⑤別途報告資料 PDF データ-2023 年度（R5）補正予算（案） および⑥2024 年度予算書（案）について
-白井事務局長より報告する

【理事会報告 3】

- ⑦別途報告資料 PDF データ-2024 年度事業計画（案）について-白井事務局長より報告する

【理事会報告 4】

事務局の賃借料の内、共益費については事前調整がつかず 1 年経過後のまとめ払い予定であったが、2023 年 12 月 14 日の入居団体の連絡協議会（日本会の苦情対応研修 ZOOM 参加のため事務局員は欠席）において 4 半期ごとの支払いに変更と報告された。（年間事務室料は納付済）

千葉県より四半期（2023 年 4 月～6 月分）共益費 120,036 円（内、共益費 72,359 円、水道光熱費 47,677 円）の納付書が届き、2 月 27 日に納付した。順次四半期ごと共益費納付書が届き次第納付予定。

これにより、今年度費用見込みは 724,412 円（転居前年間 1,257,288 円（水道光熱費含む））。

2023 年度年間事務室使用料：244,268 円（当初説明減免後 353,000 円）、

2023 年度年間共益費（水道光熱費含む）：480,144 円（当初説明 860,000 円）ただし水道光熱費は利用状況・価格状況によって変動の可能性あり。

【理事会決議・承認依頼事項 1】

- ②添付資料-退会承認対象者一覧参照

2023 年度、会員会費管理情報に基づき、年会費未納者へ個別に納付書（ゆうちょ銀行払込票）及び文書での請求を 3 回（6 月、12 月、1 月）行ったが、入金及び連絡のないまま現在に至る定款 8 条（会員の資格喪失）

- （3）正当な理由なく会費を 2 年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき

以上の定款に基づき、添付資料②に記載の 2 名について退会手続きの承認をお願いする

【理事会決議・承認依頼事項 2】

- ③添付資料-1 月（1 名）新入会報告参照

1 月-1 名 について、新入会の承認をお願いする

※転入 2 名（2 月-1 名、3 月-1 名）は報告のみ

参考：

〈定款 5 条 1 項より〉

第 5 条 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 6 2 年法律第 3 0 号。以下「法」という。）第 2 8 条の規定により社会福祉士の登録を受けた者であつて、千葉県内に住所又は勤務先を有し、本会の目的に賛同して入会した者。

〈定款 6 条 1 項より〉

（入会）

第 6 条 正会員、準会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事会の決議を経て会長（第 1 2 条第 3 項に規定する会長をいう。以下同じ。）が別に定める入会申込書を会長に提出し、総会が定める基準により、理事会の承認を得なければならない。

【理事会決議・承認依頼事項 3】

⑤2023 年度 (R5) 補正予算(案)について承認をお願いする

⑥⑦2024 年度 (R6) 事業計画(案)および予算(案)について承認をお願いする

公益社団法人
日本社会福祉士会文字
サイズ

標準 大

サイト
マップ求人
情報

本会のご紹介

市民の皆様へ

社会福祉士の皆様へ

[ホーム](#) > [市民の皆様へ](#) > [災害対策関連情報](#) > [令和6年能登半島地震](#) > [活動支援金の募集について](#)

お役立ち情報

活動支援金の募集について

[声明文等／意見・要望書](#)

このたびの令和6年能登半島地震により、犠牲になられた方々のご遺族の皆さまに謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災した方々に心よりお見舞い申し上げます。

[権利擁護センター「ばあとなあ」](#)

また、行方不明となっておられます方々の早期発見を願うと共に、一刻も早い復旧を願っております。

[国際関連の情報](#)

日本社会福祉士会は、1月3日に西島会長を本部長とした災害対策本部を立ち上げました。

[独立型社会福祉士](#)

本会は、被災した圏域の県社会福祉士会の活動等を支援するための募金を開始いたします。格段のご協力をお寄せくださいますようお願いいたします。

[助成・補助・委託事業](#)[全国の社会福祉士会一覧](#)

募集期間

[災害対策関連情報](#)

2024年1月5日（金）～2024年3月31日（日）

振込先

ゆうちょ銀行：00150-0-687734／口座名義 公益社団法人日本社会福祉士会

ゆうちょ銀行以外から振り込む場合：

ゆうちょ銀行〇一九店（ゼロイチキユウ店）／当座／

687734／口座名義 公益社団法人日本社会福祉士会

その他

・匿名（匿名希望）の場合を除いて、支援金をお寄せいただいた個人・団体の氏名・名称（カタカナまたは漢字）はウェブサイトにも適宜掲載させて

処理日時 2024年02月16日 08時47分45秒

■取引情報

受付番号	0216001
取引種別	振込・振替
日付	指定日 02月19日
取引名	〇2月16日取引
振込依頼人名	チバ`ケンシヤカイフクシカイ

■振込元情報

支払口座	千葉市役所出張所 (076) 普通 3056203
------	---------------------------

■振込先口座

振込先金融機関	ゆうちょ銀行 (9900)
振込先口座	〇一九 (019) 当座 0687734
受取人名	シヤ)ニホシヤカイフクシカイ
登録名	コウエキシヤガ`ンホウシ`ンニホシヤカイフクシカイ

■振込金額

入金金額	100,000円
税込手数料	550円
引落合計金額	100,550円

振込依頼を受付けました。振込依頼は 2月19日扱いです。

健指第210号
令和5年4月18日

各使用許可団体の長様

千葉県知事 熊谷 俊人
(公印省略)

令和5年度事務室使用料の徴収について（通知）

このことについて、同封した納入通知書により納入されるよう通知します。

納入通知書兼領収書	
加入者名	千葉県
口座記号	00170-8-967162
年度	令和5年度 会計 01
伝票番号	1010567
納付番号	05-1010567-9001
金額	244,268 円
納入期限	令和5年5月1日
所属名	健康福祉部 健康福祉指導課
収納代行	***** 千葉県社会福祉センター事務室使用料
摘要	

上記のとおり納入してください。

令和5年4月14日
千葉県知事
(かい長)
熊谷 俊人 印

公

〒260-0026
千葉県千葉市中央区千葉港7-1

(社) 千葉県社会福祉士会 様

納入場所 裏面のとおりに

上記の金額を徴収しました。

徴収日付印
納付
(5)
5-4-24
千葉銀行
千葉市役所出金

収入印紙不要（納入者保留）

(連絡先)

千葉県健康福祉部健康福祉指導課
地域福祉推進班 植松
TEL : 043-223-2615
Email : kensi@mz.pref.chiba.lg.jp

明細書等番号: R5-02 - 5
納付番号: 05-1125530-9001

明細書

(社)千葉県社会福祉士会 様

千葉県
(登録番号T4000020120006)

No.	取引年月日	品名等	金額(税込)
1	令和5年4月1日～令和5年6月30日	千葉県社会福祉センター第1四半期共益費	¥120,036
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
備考			

※は軽減税率対象、▲は課税対象外

この明細書は、消費税の適格請求書(インボイス)となるものです。別途発行済の領収書と一緒に、大切に保管してください。

合計金額(税込)	¥120,036
10%対象 (うち消費税額)	¥120,036 (¥10,912)
8%対象 (うち消費税額)	¥0 (¥0)
課税対象外	¥0

(円未満切捨て)

発行所属名: 健康福祉部健康福祉指導課
連絡先: 043-223-2615

千葉県社会福祉センター第1四半期分共益費明細（事務室中b）

内 訳	金 額	主な積算内訳
給料	0.0	
電気料	41,606.1	電気代
ガス料	2,969.2	ガス代
水道料	3,102.4	（下水道使用料含む）
ゴミ袋、蛍光灯	0.0	（各団体で対応）
エレベーター	5,257.1	エレベーター点検
電話保守	0.0	（各団体で対応）
媒介処理	0.0	（ゴミ代・各団体で対応）
清掃警備委託	35,400.1	清掃・警備業務
空気測定	2,935.2	空気環境測定、建築物環境衛生管理者選任
冷暖房点検	12,027.6	空調、換気設備点検
消防設備	5,018.1	消防設備、防火設備、防火対象物点検
電気保安	7,670.6	電気工作物、非常用発電機点検
設備委託	4,050.3	給水設備、水質検査、機器総合巡視点検
土地	0.0	
固定資産	0.0	
合 計	120,036.6	
共益費請求額	120,036.0	（小数点以下切り捨て）

4月～6月 水道光熱費 47,677

4月～6月 共益費 72,359

120,036-

健指第 3 3 5 7 号
令和 6 年 2 月 2 1 日

各使用許可団体の長 様

千葉県知事 熊 谷 俊 人
(公印省略)

令和 5 年度第 1 四半期事務室共益費の徴収について (通知)

このことについて、同封した納入通知書により納入されるよう通知します。

納入通知書兼領収書	
加入者名	千葉県
口座番号	00170-8-967162
年 度	令和 5 年度 会 計 01
伝票番号	1125530
納付番号	05-1125530-9001
金 額	120,036 円
納入期限	令和 6 年 3 月 7 日
所 属 名	健康福祉部 健康福祉指導課
収納代行	***** 千葉県社会福祉センター第 1 四半期分 共益費 (明細書番号 R5-02-5)
摘 要	

上記の金額を領収しました。
領収日付印
納 (5) 年
6. -2 27.
千葉県銀行
千葉市役所出張所

収入印紙不要 (納入者保管)

令和 6 年 2 月 21 日
千葉県知事
(かい長)
熊 谷 俊 人 印

納入場所 裏面のとおりに

(連絡先)

千葉県健康福祉部健康福祉指導課
地域福祉推進班 植松

TEL : 043-223-2615

Email : kensi@mz.pref.chiba.lg.jp

◇千葉県社会福祉士会会長職務執行状況 2024 年 1 月 21 日～2024 年 3 月 16 日

【活動報告】

1 月 21 日(日)	理事会
1 月 21 日(日)	予算ヒアリング
1 月 21 日(日)	日本会対応
2 月 1 日(木)	三役会
2 月 3 日(土)	選挙管理委員会
2 月 3 日(土)	関東ブロック連絡協議会
2 月 8 日(木)	三役会
2 月 14 日(水)	三役会
2 月 17 日(土)	三役会
2 月 18 日(日)	三団体研修
2 月 19 日(月)	事務局員面談
2 月 20 日(火)	松戸事業打合せ
2 月 28 日(水)	事務局員面談
3 月 4 日(月)	三役会
3 月 5 日(火)	福祉と司法の連絡協議会

◇各種委員会等

【委員推薦】

○2024 年 2 月 2 日(金) 千葉県企画管理部教育政策課高校改革推進室 千葉県立松戸向陽高等学校
千葉県福祉系高校人材育成コンソーシアム(仮称)加盟依頼
入会申込書(担当:竹村葉子氏)

○2024 年 3 月 6 日(水) 市川市社会福祉協議会 専門職後見人によるアドバイザー
三橋 俊一氏、池田 雅弘氏、小暮 睦真氏

○2024 年 3 月 6 日(水) 匝瑳市社会福祉協議会 匝瑳市社会福祉協議会法人後見運営委員
常陸谷 政彦氏

【講師派遣】

○2024 年 2 月 27 日(火) 船橋市役所高齢者福祉部
船橋市権利擁護サポーター養成講座フォローアップ研修 講師 山本 誠一氏

○2024 年 3 月 9 日～10 日 山武市社会福祉協議会 市民後見人フォローアップ講座
講師 古澤 肇氏 秦野 隆治氏

○2024 年 3 月 11 日(月) 柏北部地域包括支援センター 令和5年度地域ケア推進圏域会議
講師 古澤 肇氏

◇その他の活動

○2024 年 2 月 1 日(木) 旭市 アドバイザー派遣(成年後見制度利用促進体制整備)
古澤 肇氏 白井 正和氏 出席

○2024 年 2 月 17 日～18 日 日本社会福祉士会 リーガル・ソーシャルワーク研修(ファシリテーター)

宮下 朱実氏 出席

○2024 年 2 月 28 日(水) 千葉県社会福祉協議会

令和5年度成年後見制度利用促進体制整備のための千葉県域会議 アドバイザー派遣

古澤 肇氏出席

○2024 年 3 月 11 日(月) 柏北部地域包括支援センター 令和 5 年度地域ケア推進圏域会議

古澤 肇氏出席

○2024 年 3 月 18 日(月) 千葉県社会福祉協議会 千葉県ボランティア・市民活動センター

令和 5 年度千葉県新地域支援事業推進協議会 第2回幹事会 白井 正和氏出席予定

○2024 年 3 月 19 日(火) 千葉県高齢者福祉課 第 5 回千葉県高齢者保健福祉計画策定・推進協議会

谷口 さなえ氏出席予定

**** 会員情報 ****

3 月 15 日現在正会員:1,635 名 (新入会:1 名、転入:2 名、退会 4 名、転出 3 名、)

準会員 3 名、賛助会員 2 名

2023/4/1 会員数		1,540						
各末日	総会員数	入会	転入	転出	退会	資格喪失	その他	備考
2023年4月	1,584	44	0	0	0	0	0	キャンペーン該当3名
2023年5月	1,610	28	0	-2	0	0	0	キャンペーン該当2名
2023年6月	1,614	4	0	0	0	0	0	キャンペーン該当1名
2023年7月	1,623	9	0	0	0	0	0	キャンペーン該当1名
2023年8月	1,632	6	3	0	0	0	0	キャンペーン該当1名
2023年9月	1,640	9	0	0	-1	0	0	キャンペーン該当1名
2023年10月	1,641	2	0	-1	0	0	0	キャンペーン該当1名
2023年11月	1,639	0	1	0	-3	0	0	
2023年12月	1,639	0	1	0	-1	0	0	
2024年1月	1,640	1	0	0	0	0	0	
2024年2月	1,637	0	2	-1	-4	0	0	
2024年3月	1,635	0	0	-2	0	0	0	
合計		103	7	-6	-9	0	0	キャンペーン該当 10名

企画部会

【報告事項】

ア、企画部会

《実施》

●千葉県精神保健福祉士協会中央ブロック共催

千葉市、市原市、茂原市、四街道市、長柄町、長南町 拡大地域集会

・2/11(日) 13:30～ 17:00

参加者数 33名(講師含め)

(1) 3つの話題提供(13:30～14:30)

①災害時高額の請求を受けた方を法律家と連携して支援したケース(20分)

【提供者】長生ひなた(中核地域生活支援センター・自立支援センター) 所長 社会福祉士 渋沢茂

②精神疾患を抱えている母子に対して危機介入したケース(20分)

【提供者】市原メンタルクリニック 精神保健福祉士 片山純

③地域移行が進む中で地域との折り合いがあわないグループホームとの接点をいかに作るか(20分)

【提供者】船橋「高根・金杉地区自治会連合会副会長(滝不動さくら町会会長)」社会福祉士 目黒義昭

(2) グループワーク(14:30～16:00)

3つの話題をもとに感想、ご自身の経験の中で近い事例の紹介等

より良い支援について意見交換

顔の見えるネットワーク、お互いを知るための工夫について意見交換

(3) 名刺交換タイム

●三団体ソーシャルワーカー研修 WG

・1/24(水) 第5回打合せ PSW 協会2名、MSW 協会1名、社会福祉士会4名

当日、準備等のスケジュール、役割、中身の進行

・2/13(火) 第6回打合せ PSW 協会2名、社会福祉士会2名

当日役割分担確認、参加者名簿をもとにグループ分け

●三団体ソーシャルワーカー研修

・2/18(日) 13:30～ 17:00

参加者数 42名(講師含め)

(1) 活動発表(13:30～15:00)

①(安房地域 高齢分野)

特別養護老人ホームリブ丸山 施設長 川名真啓

②(安房地域 医療分野)

安房地域医療センター 代表 香田道丸

③（安房地域 障害分野）

特定非営利活動法人タナギ 地域活動支援センター茶の間トミー 管理者 富山潤一郎

④（東葛地域 地域福祉・地域包括支援C分野）

千葉県社会福祉士会 副会長・被災地支援活動協力員 山口利史

(2)意見交換(15:00～16:30)

(3)施設見学(16:30～17:00)

【参加者からの主な感想】

講師の災害時の実体験から災害マニュアルの役に立った、意見交換では業務と違う立場の人から話が聞けて参考になったと感想があった。研修後には地域の災害時拠点となる施設の見学を行うことができた。

●福祉と司法の千葉県連絡協議会

・3/5(火) 社会福祉士会3名、弁護士、PSW、MSW

外国人の生きる権利の裁判、障がい児の高校入学問題、暮らしとこころの相談会

●世話人・企画部会会議（オンライン）

日 時 3/7(木) 19:00～20:00

内 容

(1) 各世話人の現況報告

(印西・佐倉)

・2地区合同での実施が企画メンバーの関係構築も含め定着している

・10月 重層的支援体制整備事業について講師を呼び研修実施

1月 山武つながる劇団の動画をもとにグループワーク

(君津)

・世話人不在だが、「地域集会を企画しよう」Googleフォームから申込し、今年度、地域の若手SW
中心に地域集会を企画

・アウトリーチの必要性を感じており研修を検討したい

(旭香取)

・今年度は企画できていないが、山武地域と合同で開催したいと思っている。

(柏我孫子野田流山)

・奇数月第三水曜日19時から 定期で開催している。

5月には孤独孤立強化月間企画

(2) 令和6年5月の「孤独・孤立対策強化月間」取組み登録について

孤独・孤立対策に関連する啓発活動などの取組み*の実施検討

・国から示された例

強化月間期間中の孤独・孤立対策の取組み（支援活動など）の実施など、他の活動やイベントなどでの強化月間ロゴマークなどを活用した広報・周知など、強化月間に際して、ホームページ、各 SNS、広報媒体での強化月間やロゴマークを活用した広報・周知など

- ・旭 九十九里ホームの孤独孤立モデル事業を紹介
若者就労相談、中高年男性向けの落語会
- ・柏我孫子野田流山地域福祉道場
日本会を通じて孤独孤立プラットフォーム取組一覧に登録する
オンライン企画として、孤独孤立対策の技、想いを各分野の SW から配信
関わるのが難しい方、地域との連携がうまくいかないケースの解決策を意見交換
- ・今回の世話人会での議論は、それぞれ地域で持ち帰り、考えていくきっかけにしたい。

(3) 地域集会関係書式について

- ・チラシ「地域集会を企画しよう」から活用できる補助対象の説明
- ・地域集会事前申請書、報告書、請求書の説明（追加項目：点と線の発送時期、同封チラシの締切時期、切手提供はメール会員除く）

(4) 今後に向けた意見交換

- ・つながっていない SW に対して広報を進めたい
- ・孤独孤立、重層的体制整備、地域共生とそれぞれで SW に求められているものはつながっていることを理解し企画したい。
- ・今まで積み重ねてきた地域の関係性にここ数年外国籍の移住者が増えており、福祉の今後抱える重要な問題となる。そこについて学ぶ企画をしたい。

《予 定》

●暮らしとこころの相談会（千葉県弁護士会主催 社会福祉士会から相談員派遣協力）

3/23(土) 13:00～16:00 東部台文化会館（〒297-0015 茂原市東部台 1 丁目 7-15）第一会議室

(内容) 20 名程度の申込、弁護士とペアになって相談対応。

本会からは当初 2 名程度千葉県弁護士会からの派遣を予定しておりましたが、千葉県弁護士会と相談の上、本会からは 3 名派遣。

(事業の概要説明)

国が重点施策として毎年 3 月を自殺対策強化月間と定め、自殺予防・自殺対策に関する様々なアクションを実施していることと連携し、日本弁護士連合会が全国の弁護士会に呼び掛け、千葉県弁護士会でも 2012（平成 24）年から毎年 1, 2 回、県内各地で実施してきたもの。

イ、地域集会

《実 施》

●柏我孫子野田流山地域 第99回福祉道場

日 時 1/17(水) 19:00～21:00

会 場 インターネット上 (ZOOM アプリを活用)

参加者数 12名

内 容 【問答稽古】『子どもの福祉のこと、一緒に考えませんか?』

講師：柏市スクールソーシャルワーカー 山田 茜

柏社協いきいきプラザから画像を送るハイブリッド形式で実施。山田さんは、東南アジアでの海外生活の中で出会った文化の違いをきっかけに、子どもの福祉に興味を持ち、帰国後福祉の仕事へ。所属する自治体によってやり方の違いはありながらも、子ども達への熱い思いを語り合う二時間となりました。子どもの福祉を守る意識、子どもの権利を守る意識、が注目されている現在、我々大人達は、子ども達に希望を持てる未来を保証する覚悟が試されることを認識。

●「リアル事例検討会」～複合的な課題を抱えた要介護高齢者世帯への関わり方～

(第2回印旛合同地域集会) 佐倉・八街・四街道地区・印西・白井・富里・成田・栄・酒々井地区

日 時 1/20(土) 14:00～17:00

会 場 成田市勤労会館 大会議室 (成田市不動ヶ岡 1113-1)

参加者数 30名

内 容 「山武がつながる劇団」のミニ動画をもとにした、グループワークによる事例検討

～複合的な課題を抱えた要介護高齢者世帯への関わり方～

第1話「家族の世話とプロの視点?」

第2話「家族の感情、わかっている?」

第3話「認知症の母、いなくなる!」?

同じ地域で活動する精神保健福祉士協会の皆さんとの合同研修。新年早々の企画ではありましたが、30名の参加となり当協会からは25名(両団体加入者も含めて)。同じ地域であるものの高齢分野・医療機関・行政等となると業務上のお付き合いもない場合が大半。しかし、「山武がつながる劇団」が会場を盛り上げ、グループワークも専門職らしい視点や意見が聞かれました。私たちが家族を支援するにあたり、誰の目線で感じて考え支援をしているのでしょうか。誰のための支援なのでしょう?人間の尊厳とは一体なんなのでしょう?そんなことを考えさせられた時間でした。改めて、山武がつながる劇団とは、山武圏域で私たちと同じ、相談支援や介護現場、医療機関等で仕事をする専門職(社会福祉士やケアマネ、作業療法士等)集団。日頃、業務の終わりに、団員が集まり企画や台本制作、セット等の小道具準備、もちろん衣装やメイクまで、全て自分達で調達。ロケ地も地域の古民家をお借りしているというこだわりよう。しかし、動画の内容はどれも「あるある」なテーマで、研修全てにおいて「共感」しかありませんでした。参加者からは「山武がつながる劇団 第2弾研修会を希望する」声が多数寄せられました。まだ、山武がつながる劇団を知らない会員の皆さん、この機会に、山武がつながる劇団と「つながる研修」を企画してみたいはいかがでしょうか。

●全世代包括的に垣根なく支援する地域を目指して～母子支援からみえること～(千葉市地域集会)

日 時 1/27(土) 10:00～12:00

会 場 千葉市文化センター (千葉市中央区中央 2-5-1 千葉中央ツインビル ホール)

内 容 全世代包括的に垣根なく支援する地域を目指して～母子支援からみえること～をテーマに講演会とパネルディスカッションを行います。

《予 定》

●柏我孫子野田流山地域 第100回福祉道場

日 時 3/20(水) 19:00~21:00

会 場 『九州の旨かもん旨か酒 くすお 柏店』

内 容 出稽古(居酒屋にて)『乱取り~今までよく続けて来たねの宴編~』

平成18年5月に開催されてから、今回で第100回を迎え、丸17年となります。

福祉道場に集まる様々な経験を持つ人材、この素晴らしい資源を最大限に活かし新たなネットワークを生み出す場にしましょう。

●千葉市花見川区・習志野市・八千代市・船橋市・鎌ヶ谷市地域集会 (ZOOM 開催)

日 時 4/20(土) 10:00~12:00

会 場 インターネット上 (ZOOM ミーティング)

内 容 <テーマ1>『子どもの当たり前の暮らしを実現したい』という願いを具現するために習志野市実籾の地に建設が進む『実籾パークサイドハウス』。その事業開始に向けて前進奮闘するプロジェクトリーダーの熱い思いを、一足早く『重い障害のある方々が安心して自分らしく暮らしを楽しんでいける環境づくり』を目指して『おゆみ野計画』をオープンさせた職員集団のリーダーが、自らの思いをオーバーラップさせながら引き出し、集会参加者と共有します。

<テーマ2>参加者の意見交換・交流

●柏我孫子野田流山地域 第100回福祉道場 (ZOOM 開催)

日 時 5/15(水) 19:00~21:00

会 場 インターネット上 (ZOOM ミーティング)

内 容 ▶ 各分野の福祉職人から孤独・孤立対策の技、想いを配信

- ① お金や仕事の困りごと
- ② 妊娠や出産、子育て、虐待に関する困りごと
- ③ 高齢や介護の困りごと
- ④ 障害に関する困りごと
- ⑤ 心の問題や病気に関する困りごと

▶ 乱取り (意見交換)

・参加者同志互いの技をお披露目

・他の参加者への質問

(例) 関わるのが難しい●●のような方、寄り添い続けたために時どうしたらいい?

(例) 地域との調整が●●でうまくいかないけどどうしたらいいんだろう?

【報告事項】

広報部会 瀧澤

1 点と線発行予定

	115号	116号	117号
編集会議	4月	8月	11月
原稿締切	5月上旬	9月上旬	1月上旬
入稿	6月下旬	10月下旬	2月下旬
同封物原稿締切 事務局へデータ入稿	6月末	10月下旬	2月下旬
発送	7月	11月	3月

各委員会において、案内等を点と線に資料を同封する際は、上記のスケジュールに合わせて年間の計画を作成くださいますよう、お願いいたします。

通信費の削減のため、次年度、点と線発行の同封物の予定に案内物の発行を合わせるように計画を立ててください。

記事を事務局へ送る期限は、入稿時までです。（114号なら2月下旬〔20日頃〕まで）

2 点と線 115号 記事内容

1 特集 「新理事紹介」

[内容]

- ・会長挨拶（1200文字）
- ・新任理事紹介

[作業スケジュール]

4月 広報部会編集会議（新理事紹介でのテーマを決める）

参考：点と線 109号 テーマ「仕事以外で私の心の栄養分となっているものはなんですか？」

<http://www.cswchiba.com/wordpress/wp-content/uploads/2022/08/861a46f682ba1292d95c020ae19c96bf.pdf>

新理事候補への記事依頼（5月上旬締切）

5月12日 写真撮影（可能であれば）

6月23日 第2回理事会、総会

6月末 印刷会社へ入稿

7月 発行

3 点と線 広告団体報告

- ・収入 11,000円×2=22,000円
- ・2社は今後も継続して掲載されるか確認する予定
- ・表紙に掲載できる広告は2社が限度になる為、それ以上は、2～11pの余白に掲載する方向（掲載費9,000円）でご案内する予定。掲載できる事業所等がありましたら、ご紹介をお願いします。

・新規で広告掲載の依頼があり
株式会社レッドウッド 総合葬祭様
115号（7月発行分）より

●遺品整理 ●生前整理
●ゴミ屋敷のかたづけ
●不用品処分 ●草刈
●その他お家の事何でも
9時～16時 年中無休
TEL03-6863-9826
お気軽にお電話下さい
おたすけ救急車

おたすけ救急車

介護保険外サービス
福祉に強い便利屋
グランドール
QRコード
とにかく何でもやります！
☎ 080-8166-3774
<https://benriyagrandeur.com>

グランドール

【添付資料】

なし

【報告事項】

2月8日 高齢者虐待防止専門研修

2月27日 令和5年度高齢者虐待防止対策研修振り返りと来年度の打ち合わせ
来年度は現任研修3日間のうち1日を会場で開催を検討している。

【理事会決議・承認依頼事項】

なし

【報告事項】

1) 2023年度 基礎研修Ⅰ Ⅱ Ⅲ について

基礎研修Ⅰ	申込受講人数	52名	令和6年	2月	4日	終了	残り回数	0回
基礎研修Ⅱ	申込受講人数	37名	令和6年	2月	18日	終了	残り回数	1回
基礎研修Ⅲ	申込受講人数	44名	令和6年	2月	17日	終了	残り回数	0回

2) 基礎研修ⅠⅡⅢの現状について

基礎研修Ⅰ：①受講生 A 氏のレポートに不備が見られ、令和6年1月29日に担当委員と研修委員長参加し、オンライン面談を行い、受講を辞退したいとの申し出を受け、承諾した。

今後、改めて全受講生に課題の適切な作成を求めている。

②受講生 B が基礎研修Ⅰの内容を SNS に投稿したことで、特定不明な方から受講生 B 氏に対して誹謗中傷が投稿された。

担当委員から投稿した受講生 B 氏に誠実な対応のメールを送り、委員長及び

事務局長へ報告する旨をお伝えし、改めて当然のことながら、SNS での投稿禁止について

今後、オリエンテーション等にて伝える方向で検討していく。

基礎研修Ⅱ：特に問題ない。

基礎研修Ⅲ：課題提出の不備があった為、1名 他県振替となる

☆ リーダー会議内では収まらない内容が多い為、今後は基礎研修リーダー会議を新たに設け、

基礎研修ⅠⅡⅢの共有部分を共に協議していくこととなった。

3) 和洋女子大学社会福祉士受験対策講座（和洋女子大学社会福祉士取得支援講座）について

令和5年3月5日に合格発表後、大学側から26名中22名合格したとの事。結果が良かったものの大学側の経営的な都合にて2024年度は当会との契約はしないとの事。

よって 2023年度でこの事業は終了となる。

4) JC教育研究所 模擬試験作成事業について

現在、国家試験支援チームから担当作成者に依頼し、本試験の解答解説を作成中

今月中に JC 教育研究所へ納品する予定となっている。

6) 令和5年2月13日 第7回 リーダー会議開催（オンライン）

1, 基礎研修ⅠⅡⅢ 現状報告と対応方法と業務内容の工夫点等、(各リーダーより)

2, 生涯研修センター 関東甲信越ブロック会議 報告

3, JC 教育研究所 2月4日本試験科目コメント作成の報告

4, 実習指導フォローアップ合同研修について

5, 再作成の予算について

6, 新メンバー加えて名簿発表

7, 全体会議の日程について

(令和5年2月17日 メンバー会議録 別紙参照)

【理事会決議・承認依頼事項】

特になし

研修委員会

第7回 リーダー会議（コアメンバー会議改め）

令和6年2月13日 18:30～20:30 オンライン会議

担当リーダー 堀江亜希子、矢戸孝紀、竹村葉子 近藤涼子、浅見雅人 萩野史啓

議題

① 基礎研修ⅠⅡⅢ 現状報告と対応方法と業務内容の工夫点等、（各リーダーより）

基礎研修Ⅰ

○レポート不備の受講生 A 氏と令和6年1月29日にオンラインを面談行い、本人の話を聞く、今回話し合い、受講を辞退したいとの申し出を受け、承諾した。

○2月4日で修了 今回は若干名、基礎研修Ⅱに上がる際に不安な方はいる。

○受講生 B 氏が SNS に投稿した内容に対して特定不明な方から受講生 B 氏に対して誹謗中傷が投稿された。

担当委員から投稿した受講生 B 氏に誠実な対応のメールを送り、委員長及び事務局長へ報告する旨をお伝えし、SNS での投稿禁止についてオリエンテーション等で伝える必要性がある意見が出された。

基礎研修Ⅱ

○大きなトラブルはない。最終は終わっていないので修了後、再度報告予定
事前課題等に不備を感じる内容が目立つ。今後、質の向上を受講生に期待したい。

基礎研修Ⅲ

○大きなトラブルはない状態である。ただ課題の提出方法としてタイトル付けてわかりやすく整理が必要と感じている。受講証明書をチェックする必要があるか？基礎研修ⅠⅡⅢで内容を統一する必要がある。

今後の基礎研修担当者会議の日程について

基礎研修ⅠⅡⅢ中心にて各リーダーのみで打ち合わせ日を調整する。

② 生涯研修センター 関東甲信越ブロック会議 報告（萩野氏より）

東京都、千葉含めて9支部参加 基礎研修での課題の期限切れについて結論では遅れても対応している。事務局がすべて管理していることが多いので千葉とはシステムが違う感じを受けた。来年度もほとんどがオンラインで進めていく

③ JC 教育研究所 2月4日本試験科目コメント作成 報告 萩野氏より

○いくつか手違い等調整不備があったがどうにか2月5日午前までにすべてのコメントは完了した。

○次回は解答解説 期限は3月10日までに作成して頂くように担当作成者にメールで送った。淡々と作成の依頼をかけ、しっか点検後、JC教育研究所へ納品する。

④ 実習指導フォローアップ合同研修について 近藤氏より

養成校である淑徳大学へ令和6年3月5日出向き、研修内容で協力できることを協議する。それと下記の内容を北海道で開催 近藤氏が参加予定

公益社団法人 北海道社会福祉士会

【日 時】 2024年3月16日(土)

10:00～16:00 実習指導フォローアップ研修

【受講費】 ・会 員：集合／無料 オンライン 1,000円

・非会員：集合・オンライン 3,000円

午前：講義・午後：グループディスカッション

他県士会の研修を参考にしながら、研修企画を検討していく。

基本 会員及び非会員の金額の差をつけた方が、適正ではないか？

今後養成校と協力していきながら体制強化を図っていく。

⑤ 再作成の予算について 浅見より

○委員会運営費(会議費)を減額 主な会議回数は各企画に配分
(基礎研修ⅠⅡⅢ等)

○新企画 地域共生、倫理、フォローアップ 3研修予算数値を決める。

⑦ 新メンバー加えて 名簿発表

今年度も同様に全体に委員の募集をかける。

⑥ 全体会議の日程について

令和6年3月31日(日) 決定!

会議時間：10:00～12:00

会場 社会福祉センター

13:00以降 食事会予定

⑧ 次回の会議日程 全体会議の前に内容協議

⑨ その他

現在は事前に田尻氏から各リーダーへ連絡が来て、その都度 交通費等 田尻氏のメールに送っている。今後は事前にスタッフ ファシリメンバーの人数を会計担当の田尻氏へ伝える方法が望ましい。どこキャビを使うことが良いと考える。詳細については田尻氏交えて話し合う必要性が出てくると思われる。

【承認事項】①名簿登録規程改正（案）登録員の削除規程

②ぱあとなあ委員長・副委員長 報酬の提案

③ぱあとなあ運営規程改正（案）8 条 副委員長を 2 名から 3 名
13 条 委員長、副委員長 報酬

【報告事項】2023 年度 第 8 回 ぱあとなあ千葉・運営委員会 概要

□日時：2024 年 3 月 7 日（木）16：00～17：30 ZOOM

◆ 出席〔委員長〕古澤 〔副委員長〕四ノ宮、石橋

浅見 飯田 越後谷 太田 岡元 木岡 朽名 長尾 堀越 吉田 長友 助川（協力員）
遠坂（協力員）小川晴雄（協力員）

◆ 欠席 安藤 小川 大浦 倉下

◆ 記録 古澤

【報告事項・協議事項】

Ⅰ. 報告事項（委員長、副委員長）

① 研修、委員等の派遣事業

- | | | |
|----------------------------------|-------------|-------------------|
| 1. 家裁（本庁） 家事関係機関との連絡協議会 | 2 月 16 日 | 古澤 |
| 2. 県社協 令和 5 年度成年後見制度体制整備のための圏域会議 | 2 月 28 日 | 古澤 |
| 3. 県社協 中核機関体制整備アドバイザー派遣 旭市 | 2 月 1 日 | 白井、古澤 |
| 4. 関東ブロック連絡協議会 | 2 月 24 日 | 堀越、古澤 |
| 5. 山武市市民後見フォローアップ講座 | 3 月 9, 10 日 | 秦野、古澤 |
| 6. 市川社協アドバイザー派遣 | | 三橋（再）、池田（再）、小暮（新） |
| 7. 匝瑳社協 法人後見運営委員会 | | 常陸谷 |
| 8. 市原社協 成年後見制度利用促進調整会議（朽名） | 3 月 15 締め切り | （ ） |
| 9. 柏社協 候補者調整会議 | | （四ノ宮、太田、岡田） |

② 日本会や他の県士会からの協力依頼

Ⅰ. 連続勉強会 苦情について 3 月 5 日

参加者：①四ノ宮②朽名③秦野④吉武⑤長尾⑥根本⑦堀越⑧石橋⑨助川⑩遠坂⑪梶原⑫古澤

2. 厚労省 第 15 回 成年後見専門家会議 3 月 22 日 午後 YouTube 配信
3. 法務省 第 1 回法制審議会部会（非公開） 2027 年 民法改正に向けた話し合い
（毎月開催、議事録は公開）
4. 東京の規程改正 どこキャビ、運営委員会に格納
5. 関東ブロックのぱあとなあと情報交換 家裁との協定書（神奈川）、苦情チャート等
→千葉からは、ぱあとなあニュースを提供

- ③ 苦情相談 新規 1 件 継続 2 件
困難ケース対応 新規 2 件 継続 1 件
辞任相談 新規 6 件

1. 明らかな不法行為⇒解任事由にあたるもの
2. このまま放置すると本人に不利益が生じるもの（後見人等の対応により）
3. 不利益までは生じないまでも改善を求めたいもの
4. チーム支援が機能していないもの

ばあとなあに上がってくるものは、3.4が多い。

登録員の支援のしくみの見直し。辞任は、事前に相談するように周知していく。

④ 規程類の改正

3月の理事会に提出

- ・名簿登録規程→別紙参照 ※弁護士、司法書士にも確認中
- ・運営規程の改正案

（副委員長）

第8条 運営委員会に~~2名以内~~→3名以内の副委員長を置くことができる。

ばあとなあ運営規程 第13条改正

名簿登録料

（4）ばあとなあ運営委員長、副委員長に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

→別紙参照

→役員報酬（委員長、副委員長手当）の創設 委員長月額2万円、副委員長1万円

※名簿登録料より捻出

前回の運営委員会、理事会でも話をしている。ばあとなあニュースでも伝えているが、反対意見は、なし。全体会でも話をしていく。

役職手当は、必要である。

他の業務を行い、スタッフ報酬等で支給されているものは、除外する。

対外的な責任やリスクがあり、会を代表して取りまとめる責任があるので支出はしかるべき。

存在職⇔業務職 この手当は、存在職も意味をしている。調整等大変であることは、理解しているので進めてよい。

全体会でも意見交換したらどうか。⇒3月16日全体会でも話をする。

付帯決議で施行後に見直しをする文言を入れたらどうか。金額についても検討してもよいのではないかな。

この議論は、以前からあった。小川晴雄委員長時代からのテーマである。理事会に提出して、進めたらどうか。

役員報酬 多数決 出席者14名 賛成12名 反対0名 その他2名

副委員長を 3 名までおける規程に変更

副委員長は、実際、業務管理部会、コーディネート、研修と 3 つの部会長を兼ねている。

副委員長 3 名まで 議決 出席者 14 名 賛成 13 名 反対 1 名

結論、微調整は 3 役預かりで、理事会に提出していく。

その他の意見

受任会費の提案 新しく入った方の研修。基礎的な研修無料にならないか？

- ⑥全体会 3 月 16 日（土）13：30～15：30 オンライン 3 月 5 日メール、ホームページアップ
→各部会長からの報告（コーディネート、業務管理、研修、報酬助成、その他）
→意見交換のテーマ（国の動向、利用促進、規程類の改正等）
→四ノ宮事務所でオンラインを実施（運営委員、特に部会長、手伝える方は、集合）

- ⑦来年度の運営委員、協力員について

意向があれば、早めにお知らせください。各、エリアごとに配置をしていきたい。

まとめ払い、3 月 17 日締め切り。早めをお願いします。

2. コーディネート部会（四ノ宮）

1 月登録者の 7 名中。5 名受任 初回報告前頃に面談実施を予定

市川中核機関→毎月の検討会議 資料 どこキャビにアップ

4 月登録者には、連絡対応。

今年度 推薦依頼 488 件 辞退 60 件辞退と例年以上に辞退件数が増加している

3. 業務管理部会（石橋）

- ① 定期報告、随時報告、面談対応

総数 2102 件 340 名中 310 名提出済 現時点で未作成 24 名 全く手つかず 13 名

あらためて、三役と業務管理部会 3 月 11 日で検討

面談希望者 12 名

随時報告 2 名（家裁から連絡がつかないケース、後任を探す面談）

随時報告 1 月～3 月 298 件 通常 20～30 件 3 倍以上

新規や終了が速やかに提出されていない

- ② 後見事務調査票（石橋、四ノ宮、太田）

92 名が未提出

4. 報酬助成審査会（越後谷、太田、飯田）

【協議事項】

① 報酬助成 申請 1 件 ⇒ 却下

2 月 19 日に申請 第 3 条 助成の条件 預貯金が 45 万円未満
残高が 45 万円以上であった

5. 研修部会（古澤）

① 必須登録員研修に不参加の方 約 80 名

レポート提出（ワードでの提出）※4 月 15 日までに提出

テーマ「倫理綱領と行動規範を踏まえたチームケア、自身の活動で注意していること」
文字数 1200 文字から 1400 文字以内。

③千葉サポート（木岡、飯田、助川、千葉） 参加者 40 名

次回：2024 年 2 月 24 日（土） 報酬助成、関係機関との連携 四ノ宮氏

来年、年に 2 回参集の予定 報酬の実情、付加報酬、裁判所に対する連絡方法

③ 第 2 回弁護士との事例検討（助川 小川知 石橋） オンライン開催 参加者 19 名

2 月 17 日 後見事務における法的課題について 佐久間 貴幸氏

参加人数が少なかったが、感想としては、満足度が高かった。

事前に事例を整理して、相談につなげたのが効果的だった。伝わりやすい工夫。

資料配布ができないなかでの工夫。

④ 人材育成研修（長友、吉武）

講師派遣依頼開始 開催案内は、4 月 1 日ホームページ掲載

⑤ 研修の年間予定 ※別紙参照 ホームページ参照

6. 未成年後見（長尾、岡元、石橋）

8 月 21 日に 18：30 事例検討会を予定 ZOOM

兵庫県の社会福祉士会 未成年後見の研修の参加 社会福祉士会 全体のバックアップ

弁護士が主になった研修 こどもを支える共通基盤を学ぶ こども基本法

ユニセフ こども権利条約をわかりやすく説明 18 歳以降も対象である

若者支援のつなぎ 次年度以降も対象に進めていく。参加。

7. 独立型社会福祉士（浅見）

新年度になってから担当者との進めていく

8. 法人後見（石橋、古澤）

担当者、施設と行政と家裁と調整し、法人受任を辞任、個人後見選任への手続きを進める

9. リスクマネジメント部会（古澤、石橋、四ノ宮）

※現在、休止中ではあるが、現在、課題となっている苦情対応、リスク管理、高齢者問題、上限問題等の検討をしていく。

10. 会計（石橋、四ノ宮、長尾、堀越 倉下 松中事務員）

11. ぱあとなあニュース（78 号） 太田

4 月下旬 印刷、袋詰め 4 月 25 日発送予定 ※4 月 20 日原稿締め切り

※コーディネート、研修、業務管理、報酬助成

※業務管理部会、必須研修の案内、名簿登録規程の改正

※全体会の内容

※4 月 25 日 発送作業前の袋詰め、3 名ほど手伝って欲しい 太田氏へ連絡

【その他】

・登録員のしおり ⇒3/5 ホームページアップ（パスワードを設定する）

【次回 運営委員会】※次回 2024 年 4 月 25 日(木)16:00～18:00 その次、新年度 6 月 13 日(木)
社会福祉センター ハイブリットで検討

【添付資料】ぱあとなあ名簿登録規程改正案

ぱあとなあ運営規程改正案

権利擁護センターぱあとなあ千葉 役員報酬の創設と運営規程の改正

ぱあとなあ理事 ぱあとなあ運営委員長
古澤 肇

1. ぱあとなあ役員報酬の提案

2024 年度から、ぱあとなあ運営委員長、副委員長に職務執行の対価として報酬を提案する。

予算は、年間 60 万円。内訳は、運営委員長（1 名）年額 24 万円、副委員長（3 名）年額 12 万円
名簿登録料からの捻出。

2. 運営委員長と副委員長 職務内容：ぱあとなあの運営の統括、理事会への報告

- ① 事務局との連絡調整、業務指示（電話、メール、活動報告システム）
- ② 登録員からの連絡調整、相談 面談、支援困難ケース対応、苦情につながる案件対応等
- ③ 家裁、行政、社協、中核機関、関係機関との連絡調整、会議出席、資料作成、委員派遣調整
- ④ 理事会、会の三役会との連絡調整、協議、書類作成
- ⑤ 運営委員、協力委員、各部会の連絡調整、まとめ

※ぱあとなの運営規程 第 13 条の改正

（4）ぱあとなあ運営委員長、副委員長に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

※ぱあとなあ運営規程 8 条の改正

運営委員会に ~~2 名~~ 以内→3 名 以内の副委員長を置くことができる

改正の理由

今後、登録員増加、依頼件数、業務増大が見込まれ、副委員長を 3 名まで置けるよう変更を提案する。

4. ぱあとなあ運営委員長、副委員長の日常的な職務、業務

- ①事務局との連絡調整、業務指示（電話、メール、活動報告システム）

（日中、平日 1～20 件 毎日平均 10 件程度の対応）：主に委員長、副委員長（部会長）が対応

- ②登録員から連絡調整、相談、面談、支援困難ケース対応、苦情につながる案件対応等

（毎月 20 件～40 件程度対応）主に副委員長（部会長）、委員長が対応

- ③家裁、行政、社協、中核機関、関係機関との連絡調整、会議出席、資料作成、委員派遣調整

（毎月 20 件～40 件程度対応）：主に委員長が対応

- ④理事会、会の三役会との連絡調整、協議、書類作成（毎月 5～10 時間程度）主に委員長

経 過 説 明

ぱあとなあの組織ができて 20 数年、今までは、ボランティア的に役員が担ってきた経過がある。
今後、安定した持続可能な組織運営をするためには、必要なスタッフ報酬の支出は、必須と考える。

ここ数年、登録員の苦情案件、不適切な事務、関係機関からの問い合わせ（苦情までにはいかないが心配な事案）、病気や高齢の問題、選任、辞任、交代の問題、多数受任の課題、また、中核機関等の利用促進における、会議や委員業務が増加しており、この辺りを委員長、副委員長が中心に対応している状況があり今回の役員報酬の提案となった。

今後、リスクマネジメントについては、ぱあとなあ千葉、会全体で体制を整えていく必要がある。
また、他の委員会と区別するために、ぱあとなあ千葉の独自財源（名簿登録料）からの捻出とする。

2023 年度第 7 回、8 回の運営委員会で承認事項を検討、協議をし、賛成多数で役員報酬、副委員長を 3 名置くことの議決をした。

登録員 340 名、準登録員 70 名、合計 400 名を超える、委員長、副委員長の責任は、重い。
連絡調整など、目に見えないところでの苦労があるのは、運営委員、協力員は、把握をしている。
管理的な役割に、報酬を支払うのは、当然なことであるとの意見有。
以前からの課題、要望があり、ぜひ、理事会で検討していただきたい。
名簿登録料という、ぱあとなあの自主財源を活用。

出席者（協力員）からは、賛成ではあるが、全体会での検討、金額の妥当性、期限を決めての見直し案もあり。

ぱあとなあニュース第 77 号（R6.1 月）で登録員への説明を行っており、賛成のご意見あり、反対等の意見は、なし。

3 月 16 日のぱあとなあ全体会でも説明を行っていく。

なお、今後、適宜、役員報酬のあり方については、運営委員会で検討していく。

一般社団法人千葉県社会福祉士会「権利擁護センターぱあとなあ千葉」運営規程

規程第21号

＜制定＞平成25年7月20日

改正 平成28年3月5日

改正 令和2年3月22日

改正 令和2年11月8日

改正 令和3年2月1日

最新改正 令和5年1月22日

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下、「本会」という）組織規程（規程第3号）及び同委員会の設置及び運営に関する規程（規程第4号）に基づき設置される、社会福祉士の援助を必要とする人々の生活と権利を擁護するための権利擁護に関する事業を実施する「権利擁護センターぱあとなあ千葉」（以下、「ぱあとなあ千葉」という）の運営に関し必要な事項を定める。

（会員）

第2条 ぱあとなあ千葉の会員は、ぱあとなあ千葉が定める登録員及び準登録員をもって構成し、第6条に定める運営委員をもって本会委員会の設置及び運営に関する規程第12条に規定する委員とする。

2 「登録員」とは、本会正会員であって、成年後見人養成研修（委託集合研修、通信研修、都道府県社会福祉士会研修）を修了し、本会ぱあとなあ千葉名簿登録規程（規程第22号）（以下、「名簿登録規程」という）に定める手続きを経て、「成年後見人等候補者名簿」（以下、「ぱあとなあ名簿」という）に登録した者をいう。

3 「準登録員」とは、「登録員」以外の本会正会員であって、前項の成年後見人養成研修を修了し「ぱあとなあ名簿」に登録していない者、養成研修を受講中の者、今後養成研修を受講し「ぱあとなあ名簿」に登録する意思を有する者、及び「ぱあとなあ千葉」の事業目的に賛同し「ぱあとなあ千葉」の活動に積極的に参加する熱意を有する者で、ぱあとなあ千葉所定の申込書を本会に提出した者をいう。

（事業内容）

第3条 「ぱあとなあ千葉」は、次に掲げる事業を行う。

- （1）権利擁護に関する相談事業
- （2）権利擁護に関する調査、研究及び普及活動に関する事業
- （3）成年後見人等候補者の養成に関する事業
- （4）成年後見人等及び未成年後見人候補者の名簿登録に関する事業
- （5）成年後見人等・成年後見監督人等・未成年後見人・未成年後見監督人の候補者の紹介に関する事業
- （6）法人後見、法人後見監督に関する事業

（７）登録員に対する報酬助成事業

（８）（１）から（７）の各事業に関連する、登録員の支援及び指導に関する事業

（９）その他関連する事業

（苦情対応）

第４条 本事業における苦情対応窓口は、本会の苦情対応窓口とする。

２ 苦情申し立ての手続き及び対応は、本会の苦情対応関連規程に基づいて実施する。

（賠償保険）

第５条 本会は、第３条に定める事業実施のため、それらの事業を対象とする社会福祉士賠償責任保険に加入する。

２ 第３条第１項第６号の事業を実施するときは、その事業を対象とする社会福祉士賠償責任保険に加入する。

（運営委員会）

第６条 ぱあとなあ千葉は、第３条に定める事業を推進するため、運営委員会を設置する。

２ 運営委員会は 18 名以内の登録員をもって組織し、委員は次に掲げる者の中から理事会の承認を得て本会会長が委嘱する。

（１）本会「ぱあとなあ千葉」担当理事

（２）「登録員」であって権利擁護及び成年後見制度に関して相当の識見と熱意があると認められる者

（運営委員長）

第７条 運営委員長は、運営委員に委嘱された本会「ぱあとなあ千葉」担当理事の職にある者の中から、理事会において選任する。

２ 運営委員長は、運営委員会を代表し、「ぱあとなあ千葉」の運営を統括する。

３ 運営委員長は、事業及び運営について本会理事会に報告する。

（副委員長）

第８条 運営委員会に~~2名~~3名以内の副委員長を置くことができる。

２ 副委員長は、委員の互選によって選任するものとする。

３ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

（任期）

第９条 委員の任期は２年とし、再任は妨げない。但し、連続して４期を超えて委嘱されることはできないものとする。

２ 任期途中に就任した委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

（会計）

第 10 条 運営委員会に 2 名以上の会計担当者を置くものとする。

2 会計担当者は「ぱあとなあ千葉」の会計に関する事務を遂行する。

（会議）

第 11 条 運営委員会は、必要に応じて運営委員長が招集する。

2 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催できない。

3 運営委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を運営委員会に出席させて意見を求めることができる。

4 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。なお、可否同数の場合は、運営委員長の決するところによる。

5 議事録は、運営委員会の開催毎に作成し、本会事務局に常備し閲覧に供する。閲覧の場所、方法等については、一般社団法人千葉県社会福祉士会情報公開規程（規程第 13 号）第 4 条、第 5 条（第 2 項を除く）の規定に準ずる。

（部会の設置）

第 12 条 運営委員会は、部会を設置することができる。

（1）研修部会

（2）コーディネート部会

（3）業務管理部会

（4）リスクマネジメント部会

（5）報酬助成審査会

（6）その他事業の推進に必要な部会

2 各部会は、運営委員長が指名した運営委員及び委員長、副委員長のいずれか 1 名以上により構成する。

3 部会長は、運営委員の中から運営委員長が指名し、部会の業務を統括する。

4 部会に付託された事項は、部会の検討結果を運営委員会に報告し、その承認を得なければならない。

（名簿登録料及び準登録員会費）

第 13 条 登録員は、名簿登録料として、毎年度 10,000 円を納付しなければならない。

但し、当該年度 10 月 1 日以降に新規に名簿登録された者についてはこれを 5,000 円とする。

2 準登録員の会費は、年 1,000 円とする。但し、会費を 2 年以上継続して滞納した者は、準登録員としての資格を失うものとする。

3 本会は、名簿登録料及び準登録員会費を下記の費用に充てる。

（1）ぱあとなあ千葉の運営費

（2）日本会の「都道府県社会福祉士会負担金

（3）ぱあとなあ保険の基礎保険料および被害者救済基金拠出金

（受任会費）

第 14 条 登録員は、受任している法定後見案件及び任意後見案件（以下、両案件を併せて「受任案件」という）について、毎年、名簿登録規程第 11 条に定める 2 月の定期報告における 1 月末の受任案件数に応じた受任会費を納付しなければならない。

2 受任会費は、受任案件 1 件につき 2,000 円とする。

3 受任会費は、第 3 条第 7 項に定める登録員に対する報酬助成事業の他、同条第 5 項に定める成年後見人等・成年後見監督人等・未成年後見人・未成年後見監督人の候補の紹介に関する事業、及び同条第 8 項に定める登録員の支援及び指導に関する事業の費用に充てることができる。

4 受任会費の納付に関する規程は、別にばあとなあ千葉運営委員会が提案し、理事会が定める。

（報酬助成）

第 15 条 登録員の受任案件において、やむを得ない事情により、受領できる後見人等（成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人）の報酬が年額 150,000 円未満となった場合には、ばあとなあ千葉は、当該登録員の請求に基づき、請求事情を審査の上、報酬助成することができる。

2 報酬助成の請求要件、手続き等の規程は、別にばあとなあ運営委員会が提案し、理事会が定める。

（委任）

第 16 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において別に定める。

（改廃）

第 17 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附 則

1 この規程は、制定の日から施行し平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この規程は、改正の日から施行し平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この規程は、改正の日から施行し令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

2 前項の規程にかかわらず、第 14 条の受任会費の納付については、令和 3 年 2 月の定期活動報告分から適用する。

3 第 1 項の規程にかかわらず、第 15 条の報酬助成の実施については、令和 3 年 4 月 1 日以後の申請分から適用する。

4 この規程の施行後 3 年を目処として、受任会費及び報酬助成の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

運営規程改正（2024 年 3 月 17 日）

附 則

- 1 この規程は、改正の日から施行し令和 3 年 2 月 1 日から適用する。

附則

- 1 この規程は、改正の日から施行し令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

一般社団法人千葉県社会福祉士会ばあとなあ千葉名簿登録規程

規程第 22 号

＜制定＞ 平成 25 年 7 月 20 日

改正 平成 25 年 11 月 16 日

改正 平成 27 年 11 月 28 日

改正 令和 2 年 3 月 22 日

改正 令和 2 年 11 月 8 日

最新改正 令和 3 年 2 月 1 日

(目的)

第 1 条 本規程は一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下、「本会」という）権利擁護センターばあとなあ千葉（以下、「ばあとなあ千葉」という。）運営規程（規程第 21 号）に基づき、所属する会員による適切な成年後見業務の執行を確保することを目的として、ばあとなあ千葉運営規程第 3 条 1 項 4 号から第 8 号の事業の実施について必要な事項を定める。

(ばあとなあ名簿への登録)

第 2 条 本会は、次の各号に掲げる者を、その申請に基づき、第 8 条に定める審査を経て、成年後見人等候補者名簿（以下、「ばあとなあ名簿」という。）に登録するものとし、登録された者を、ばあとなあ千葉運営規程第 2 条 2 項に定める「登録員」とする。

(1) 所属する会員で、成年後見人養成研修（委託集合研修又は人材育成研修）の修了者

(2) 所属する会員で、成年後見人養成研修（通信研修）の修了者

(3) 所属する会員で、成年後見人養成研修（都道府県社会福祉士会研修）の修了者

(4) 未成年後見人養成研修修了者

2 本会は、ばあとなあ千葉名簿に登録した者（以下「名簿登録者」という。）で、未成年後見人候補者の養成研修修了者を、その申請に基づき、審査を経て、ばあとなあ千葉名簿に未成年後見人候補者（以下「名簿追記登録者」という。）として追記登録するものとする。

3 本会が、運営規程第 3 条 1 項 6 号の事業（以下「法人後見」という。）の事務執行者として任命する者は、第 1 項の「登録員」とする。

4 本会が、運営規程第 3 条 1 項 5 号の事業（以下、「法人未成年後見」と言う。）の事務執行者として任命する者は、第 2 項の名簿追記登録者とする。

5 本会は、前項に規定するばあとなあ名簿への登録及び更新に際し、必要な研修の受講、及びばあとなあ千葉運営委員会（以下、「運営委員会」という）が別途定める事項を条件とすることができる。

(ばあとなあ名簿登録事項)

第 3 条 本会は、ばあとなあ名簿への登録を次の各号の内容をもって行う。

(1) 申請者の氏名、生年月日、住所

(2) 申請者の会員番号、成年後見人養成研修受講者番号

(3) 申請者の連絡先電話番号、メールアドレス

2 本会は、必要に応じて前項に規定する以外の項目を名簿登録事項とすることができる。この場合は、名簿登録申請者にあらかじめ告知し、同意を得る。

3 登録員は、ばあとなあ名簿登録事項に変更があった場合には、変更内容を速やかに本会に届けなければならない。

(登録の抹消)

第4条 本会は、後見等受任中および法人後見の事務執行者に就任中であるときを除き、登録員及び名簿追記登録者から登録抹消の申請があった場合は、当該登録員をばあとなあ名簿から及び追記登録者名簿から抹消する。

2 登録抹消申請者が、第5条第1項第3号または第4号に該当するときは登録抹消に応じず、同条同項に基づきばあとなあ名簿及び追記登録者名簿から削除することができる。

(登録の削除)

第5条 本会は、登録員のうち次の各号に該当する者は、ばあとなあ名簿及び追記登録者名簿から削除する。

(1) 本会の正会員資格を喪失した者

(2) ばあとなあ千葉運営規程第13条に定める名簿登録料、同第14条に定める受任会費の未納があり、納入督促に応じない者

(3) 「一般社団法人千葉県社会福祉士会会員の懲戒に関する規則(規則第6号)」により戒告以上の懲戒処分を受けた者

(4) 民法第846条の解任および民法第847条の欠格事由に相当する者

(5) 第10条に定める登録員の義務違反があり、別表1に定める者

2 本会は、前項の規定によりばあとなあ名簿及び追記登録者名簿から削除した者について、その事実を家庭裁判所に報告することができる。

(再登録)

第6条 本会は、第4条に基づき登録を抹消した者から再登録及び再追記登録の申請があったときは、第8条に定める審査を経て、ばあとなあ名簿に再登録することができる。

2 本会は、第5条1項に基づき登録を削除された者が、その理由を解消して再登録の申請をしたときは、第8条に定める審査を経て、ばあとなあ名簿及び再追記登録に再登録することができる。但し、この場合は理事会の承認を経なければならない。

(ばあとなあ名簿の登録期間及び名簿登録更新)

第7条 ばあとなあ名簿及び再追記名簿登録の有効期間は、各年度の4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。登録初年度については、登録日からその直近の3月31日までとする。

2 登録員の次年度の更新申請は、各年度の2月1日から同月末日までの期間に行うものとする。

3 本会は、ばあとなあ名簿及び再追記名簿の登録更新にあたって、前登録期間に1回以上更新研修を受講していることを条件とすることができる。

(審査)

第8条 本会は、名簿登録、更新、再登録申請に基づき、当該年度のばあとなあ名簿登録を認めるか否かにつき、ばあとなあ千葉において審査する。

2 審査は、原則として4月毎年3月に行い、登録日は各年度の4月1日とする。年度途中の審査については、別に運営委員会が定める。

3 審査は、次に掲げる項目について総合的に評価し、ばあとなあ名簿及び追記名簿への登録、更新の可否を決定する。決議は、運営委員会に出席した過半数で、これを決する。

- (1) 千葉県社会福祉士会会費及びばあとなあ千葉運営規程第 13 条に定める名簿登録料、同第 14 条に定める受任会費の納入状況
- (2) 日本社会福祉士会社会福祉士賠償責任保険（Cプラン・成年後見業務及びEプラン・未成年後見業務）（以下、「ばあとなあ保険」という。）の保険料の納入状況
- (3) 苦情申立てまたは裁判などの有無及びその状況
- (4) 過去のばあとなあ名簿及び追記名簿からの登録削除の有無及びその事情
- (5) ばあとなあ千葉が実施する研修等の受講状況及び活動報告の状況
- (6) 第 10 条に定める登録員の義務違反の状況

4 審査は、別表 2 の手順で行う。

~~審査によりばあとなあ名簿及び追記名簿への登録および更新を認められないとされた者については、理事会の承認を経て家庭裁判所にその事実を報告することができる。~~

5 ~~登録、更新を認められない者に対しては、理由を付して通知する。~~

（他県登録員の移動）

第 9 条 他の都道府県社会福祉士会において第 2 条に定める登録員に相当した者が本会の正会員となった場合、ばあとなあ千葉の「登録員」となるためには、第 2 条に定める手続きを経なければならない。

2 前項の移動がばあとなあ千葉運営規程第 13 条に定める名簿登録料納付後の場合、当該年度の名簿登録料はこれを徴収しない。

（登録員の義務）

第 10 条 登録員は、公益社団法人日本社会福祉士会（以下、「日本会」という）の定める社会福祉士の倫理綱領及び行動規範を遵守して後見等活動に従事しなければならない。

2 登録員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第 11 条に定める活動報告を行うこと

(2) ばあとなあ保険に加入すること

(3) 本会が行う研修等を受講し、研鑽に努めること

ー本会が原則として年に 2 回以上実施する必須登録員研修のうち、少なくとも 1 回は必ず受講すること

ーその他本会が実施する各種研修について、別に運営委員会が定める受講基準を満たすこと

ーこれらの受講基準を満たさない者の取扱いについて、別に運営委員会で定める

(4) ばあとなあ名簿登録内容を、日本会、家庭裁判所及び成年後見人等の候補者情報を必要とする個人もしくは団体に提供することを承認すること。

(5) 本会及びばあとなあ千葉からの連絡・通知については速やかに応答すること。

(6) 本会及びばあとなあ千葉の決議・指導・助言・督促を尊重し、その内容実現に努力すること。

(7) 業務遂行上知り得た情報について、社会福祉士の倫理綱領及び社会福祉士の行動規範に従い、秘密保持すること。

(8) 成年後見活動で生じた事故及び事件は、本会に直ちに報告するとともに、誠意をもって対応すること。

3 名簿追記登録者は、前項に加え、ばあとなあ保険（Eプラン・未成年後見業務）等に参加しなければならない。

(活動報告)

- 第 11 条 登録員は、本会に対して年 1 回活動報告書を提出しなければならない（以下、「定期報告」という）。この定期報告は、各年度の 2 月 1 日から同月末日までの間に行う。**提出方法は、ぱあとなあ千葉が指示する方法によることとする。**
- 2 登録員は、次の各号に該当するときは、前項の規定に拘わらず活動報告書を提出しなければならない（以下、「随時報告」という）。
- (1) 定期報告以外の報告が必要と認められるとき
 - (2) 後見等活動を開始したとき（任意後見監督人が選任されたときを含む）
 - (3) 後見等活動を**終了したとき。および、引き継ぎ事務が完了したとき**
 - (4) 任意後見契約を締結したとき
 - (5) 任意後見契約を締結しようとするとき（任意後見契約の締結に伴う任意代理の委任契約の締結を含む）
- 3 前 2 項の活動報告の項目について、運営委員会が別に定める。
- 4 登録員は、運営委員会が必要とみとめて面談（グループ面談含む）を要請した場合は必ずこれに応じ、活動状況の報告および運営委員会が必要とする書類を提出しなければならない。

(登録員に対する支援)

- 第 12 条 本会は、登録員が質の高い適正な成年後見事務を遂行できるよう必要な支援を行う。
- 2 本会は、第 11 条に定める活動報告**等**を点検し、活動実態の把握と必要な指導助言を行う。
- 3 本会は、初回受任者に対して、家庭裁判所に提出する受任直後の事務報告書（就職時）および 1 年後に提出する初回報酬付与申立書および後見事務報告書に関して、登録員からの相談に応じて適切な指導を行う。
- 4 本会は、登録員の相談に応じ、登録員を支援するために、活動状況を把握できる体制を整備し、適宜登録員の活動状況把握に努める。

(名簿の管理と活用)

- 第 13 条 ぱあとなあ名簿は、本会の管理のもとにおく。
- 2 本会は、ぱあとなあ千葉運営規程第 3 条に規定する事業の遂行のため、次の各号に掲げる機関へぱあとなあ名簿を提出することができる。
- (1) 管轄する家庭裁判所
 - (2) 日本社会福祉士会
 - (3) 成年後見人等の候補者情報を必要とする個人もしくは団体
- 3 本会は、各登録員の活動状況について、必要な事項を前項（1）および（2）に**規程**する機関へ報告することができる。

(改廃)

- 第 14 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、制定の日から施行し平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

(研修実施の留保)

2 第2条第1項第3号の研修(成年後見人養成研修・都道府県研修)については、平成25年度は実施しないものとする。

3 第7条第3項の研修(更新研修)については、平成25年度は実施しないものとする。

附 則

1 この規程は、改正の日から施行し平成25年10月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、改正の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2 第2条第1項第3号の研修(成年後見人養成研修・都道府県社会福祉士会研修)については、平成27年度は実施しない。

3 第7条第3項の更新研修については、当分の間、必須登録員研修をこれにあてる。

附 則

1 この規程は、改正の日から施行し令和2年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、改正の日から施行し令和3年2月1日から適用する

別表 1

第10条の義務違反に基づき、本会の指導・督促を3回以上受けた者(連絡がない者も含む)を対象とする。

- (1) 本会は登録削除に先立ち、当該登録員に対しその旨を予告する通知を行い、当該登録員の意見を求めることとする。
- (2) 当該登録員は、(1)の通知到達後2週間以内に意見を述べることができる。
- (3) 本会は、(2)の期間経過後、ぱあとなあ千葉運営委員会にて登録削除の審議を行い、出席した委員の3分の2の賛成でこれを決する。その後、理事会にて、出席した理事の3分の2の賛成でこれを決する。審議にあたり、必要に応じて弁護士等の意見を聞くこととする。
- (4) (3)の結果、登録削除となった者に対し、登録削除の通知を行う。
- (5) 登録削除となった者は、(4)の通知到達後2週間以内に理事会に異議申し立てをすることができる。
- (6) 本会は、(5)の意義に正当と判断できる理由が認められるときは登録削除を撤回し、当該登録員にその旨を通知する。

別表 2

- (1) 本会は、申請を拒否するときは、当該申請者に対しその旨を予告する通知を行い、意見を求めることとする。
- (2) 審査によりぱあとなあ名簿及び追記名簿への登録および更新を認められないとされた者については、理事会の承認を経て家庭裁判所にその事実を報告することができる。
- (3) 登録、更新を認められない者に対しては、理由を付して通知する。
- (4) 審査の結果、登録、更新を認められなかった者は、前項の通知到達後2週間以内に理事会に異議申し立てができる。
- (5) 本会は、前項の異議に正当と判断できる理由が認められるときは登録削除を撤回し、当該申請者にその旨を通知する。

【添付資料】

「2024 年度 刑事司法ソーシャルワークの実務 ハイブリッド研修」チラシ

【報告事項】

3 月 16 日に 2023 年度最後の第 4 回司法福祉委員会を開催いたしました。

【理事会決議・承認依頼事項】

マッチング支援の報酬について、本会の規程第 5 号の負担金規則によりますと、令和 4 年 6 月 26 日定時総会の決議により廃止となっております。

それで、同規定集 刑事司法ソーシャルワーカー登録員の刑事司法への関与に関する事業（マッチング支援要綱規程第 25 号）の（報酬等）第 8 条を下記のとおり一部削除をお願い致します。

刑事司法ソーシャルワーカー登録員の刑事司法への関与に関する事業（マッチング支援）実施要綱規程第 25 号

新	旧
（報酬等） 第 8 条 刑事司法活動における報酬額及び支払方法等は、当面は関与する要請者及び刑事司法 SW の対等な立場に基づく協議により決定する。	（報酬等） 第 8 条 刑事司法活動における報酬額及び支払方法等は、当面は関与する要請者及び刑事司法 SW の対等な立場に基づく協議により決定する。<u>なお、報酬は、一般社団法人千葉県社会福祉士会負担金規則に規定する収入とする。</u>

ハイブリッド研修

2024年度 刑事司法ソーシャルワークの実務・基礎編・応用編

千葉県社会福祉士会司法福祉委員会では、触法高齢者や障害者の権利擁護活動として、弁護士会と連携して福祉的支援につなげるマッチング支援事業を進めています。会場、オンライン（ZOOM）によるハイブリッド研修を実施いたします。今回の研修を学びの第一歩として、刑事司法という新しい領域に挑戦してみませんか。

基礎編・応用編 募集要項

会 場	千葉県弁護士会館（所在地 千葉市中央区中央 4 - 13 - 9） オンライン（ZOOM）
受 講 費	基礎編・応用編 各 15,000 円、別途、テキスト（書籍）代 3,200 円（税込） （テキストの一部として、「刑事司法ソーシャルワークの実務」日本加除出版：使用）
定 員	基礎編・応用編 各 40 人（先着順）
受講対象	高齢者や障害者等の支援をしている社会福祉士
主 催	一般社団法人 千葉県社会福祉士会 司法福祉委員会
申 込	詳細決定後に千葉県社会福祉士会ホームページに掲載する受講案内を確認いただき、記載の URL または、QR コードにてお申込みください。（4 月頃掲載予定）

基礎編

日 時 2024 年 7 月 22 日（土）12 時 30 分～18 時 30 分
2024 年 7 月 23 日（日） 9 時 00 分～16 時 10 分

講 座 内 容			
7 月 22 日（土）	オリエンテーション・会長挨拶	7 月 23 日（日）	医療観察
	刑事司法ソーシャルワークの実務	7 月 23 日（日）	千葉刑務所での教育プログラム
	再犯の現状と対策の今	7 月 23 日（日）	更生保護・出口支援・入口支援
	被害者支援	7 月 23 日（日）	演習（更生支援計画の作成）
	刑事司法の流れ	7 月 23 日（日）	

応用編

日 時 2024 年 10 月 7 日（土）13 時 00 分～18 時 20 分
2023 年 10 月 8 日（日） 9 時 00 分～17 時 10 分

講 座 内 容			
10 月 7 日（土）	オリエンテーション・開催挨拶	10 月 8 日（日）	司法側が社会福祉士に期待すること
	刑事司法における入口支援	10 月 8 日（日）	刑事裁判研究
	知的障害者のコミュニケーション特性	10 月 8 日（日）	演習・事例グループ討議
	に応じた聴取と支援	10 月 8 日（日）	事例に基づくグループワーク
	精神障害の特性と犯罪	10 月 8 日（日）	刑事司法と福祉の動向
		10 月 8 日（日）	千葉県社会福祉士会刑事司法福祉委員会の活動と現状

注 1—基礎編修了要件として、原則として全課程を出席し、講座修了課題として「更生支援計画書」を提出していただきます。
応用編修了要件として、原則として全課程を出席し、演習・事例グループ討議で「更生支援計画書」を作成・提出していただきます。

注 2—刑事司法ソーシャルワーカーとなるためには、刑事司法ソーシャルワークの実務・基礎編・応用編修了後、千葉県社会福祉士会司法福祉委員会に登録することが必要です。

注 3—本研修は、認定社会福祉士認証・認定機構に研修認証された研修です。
科目認証番号：20210005（基礎編）、20210006（応用編）、認証科目：司法福祉（分野共通）分野専門/地域社会・多文化分野/ソーシャルワーク機能別科目群、単位：1 単位、

注 4—天候不良等、やむを得ない理由により、研修の開催中止やオンライン（ZOOM）研修のみとなる場合があります。

(ハイブリッド研修)2024年度 刑事司法SWの実務(基礎編・応用編)受講申込フォーム

(ハイブリッド研修) 刑事司法ソーシャルワークの実務(基礎編・応用編)を開催いたします。

受講を希望する研修(基礎編、応用編または両方) 受講方法(会場受講またはオンライン受講)を選択してお申込ください。

申込締切日: 6月16日(日) 定員: 各40名(先着順 応用編は基礎編申込・修了者優先)
基礎編: 7月20日(土)～21日(日) 応用編: 10月5日(土)～6日(日)

cswchiba1@gmail.com アカウントを切り替える



* 必須の質問です

メールアドレス *

メールアドレス

受講を希望する研修をお選びください *

- ☐ 基礎編・応用編受講を希望します
- ☐ 基礎編のみ受講を希望します
- ☐ 応用編のみ受講を希望します

研修の受講方法をお選びください。 *

- ☐ 会場受講を希望します
- ☐ オンライン受講を希望します

氏名 *

(姓と名の間を1字空けてください)

回答を入力

ふりがな *

(ひらがなで入力し姓と名の間を1字空けてください)

回答を入力

年代 *

回答を入力

性別 *

- ☐ 男性
- ☐ 女性
- ☐ その他

連絡先 郵便番号 (ハイフオンを付けて入力してください) *

回答を入力



連絡先 住所（都道府県から入力してください） *

回答を入力

日中つながる電話番号を入力してください *

回答を入力

社会福祉士登録証番号を入力してください（修了証に記載する為正確に入力してください） *

回答を入力

都道府県社会福祉士会に所属されていますか *

- ☐ はい
- ☐ いいえ

都道府県社会福祉士会に所属されている方は所属県士会名、会員番号を入力してください

回答を入力

日中の活動（職業）領域

回答を入力



書籍購入の有無について

*

「刑事司法ソーシャルワークの実務」日本加除出版 定価3,600円のところ
3,200円（税込み）

- ☐ 購入します
- ☐ 購入しません（すでに購入済）

何かご質問等がありましたら入力ください

回答を入力

回答のコピーが指定したアドレスにメールで送信されます。

送信

フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

reCAPTCHA
[プライバシー利用規約](#)

このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。 [不正行為の報告](#) - [利用規約](#) - [プライバシーポリシー](#)

Google フォーム



【報告事項】

< 1 > 令和 6 年能登半島地震に関する報告事項

- ・令和 6 年 1 月 25 日 第 2 回災害支援本部会議（書面開催）

◎議決：

- ①石川県における災害ボランティア募集事案を、本会『大規模災害対応ガイドライン』第 7 章 第 10 条に規定する被災地支援事業として決定する。
- ②本件決定の後、本会ホームページにより、本会被災地支援活動会員に対して本会被災地支援活動への協力を要請する。
- ③上記要請に応じて、被災地支援活動をおこなった会員に対しては、ガイドライン規定の申請手続きにより、補助金（日額 5,000 円）を支給する。
- ④本件決定による補助金支給に際しては、ガイドライン第 7 条 3 項に従い、千葉県ソーシャルワーカー三団体連絡協議会を構成する、一般社団法人千葉県医療ソーシャルワーカー協会、一般社団法人千葉県精神保健福祉士協会の正会員についても、本会正会員に準じ補助の対象とする。

◎上記議決事項の会員への周知⇒1 月 29 日以降、会ホームページでの情報掲出を開始。

◎申請等の実績：報告日現在 0 件

- ・令和 6 年 2 月 18 日 第 3 回災害支援本部会議（書面開催）

◎議決：被災 3 県（石川・富山・新潟）社会福祉士会に対する連携支援活動として、3 県士会執行部、会員に対する声援メッセージを本会会員から募り、集約文書化して送付する。

◎実績：3 月 12 日時点で、記入 0 件。

- ・FACEBOOK グループ『災害ソーシャルワーカー交流空間』開設

◎被災地支援活動に赴く会員との交流と情報交換のため

◎登録メンバー：22 人

◎実績：DWAT 派遣者からの活動レポートなど

< 2 > 令和 5 年台風 13 号接近に伴う被災地支援活動に対する活動補助金の支出（済）

◎1 月 24 日付活動報告・補助金申請 1 件（1 日 5,000 円、茂原市社協災害 VC での活動）

< 3 > 研修会講師・会議出席

◎2 月 11 日（日）神奈川県社会福祉士会「災害支援活動者養成研修」

⇒服部災害対策委員長、星野災害対策委員が報告者として参加。

◎2 月 25 日（日）日本社会福祉士会「都道府県災害対策担当者会議」

⇒服部災害対策委員長、伊藤副委員長が出席。

◎3 月 6 日（水）千葉県社会福祉協議会災害 VC 連絡会「2019 年台風災害報告会」

⇒服部災害対策委員長が出席

< 4 > 今後の被災地支援活動（支援要請）の見込み

- ・日本社会福祉士会、石川県社会福祉士会からの支援要請

3 月以降、仮設住宅での生活が始まり、見守りや生活相談などへの支援要請が具体化すれば、他都道府県社会福祉士会への協力要請が見込まれる。

- ・被災地災害 VC での一般ボランティア募集

活動環境が未整備のため、県外ボランティアの受入れは限定的な募集に留まる。

【理事会決議・承認依頼事項】

なし

件名: 参加者報告 <関東甲信越ブロック県士会災害支援連絡会議>

From: あきら はっとり
Sent: Wednesday, December 13, 2023 11:54 AM
To: office@cswwchiba.com
Cc: 伊藤 佳世子; 社福士 星野渉; 社福士 都筑裕子
Subject: 参加者報告<関東甲信越ブロック県士会災害支援連絡会議>

千葉県社会福祉士会
事務局様

いつもお世話様です。
標記会議につき、以下を報告します。

1. 参加者
 - ・災害対策委員長 服部明
 - ・広報戦略担当 星野渉
 - ・広報戦略担当 都筑裕子
2. 報告事項
 - ・台風13号接近に伴う災害発生と千葉県社会福祉士会の対応(五分程度)

以上のこと、東京社会福祉士会へ連絡していただきたく、よろしくお願い致します。

災害対策委員長
服部 明

議事録 第1回災害支援委員会

令和6年1月8日（月）19:00～19:30 Zoom

出席者 榑林会長、山口副会長、古澤副会長、白井事務局長、及川事務局次長、秦野事務局次長、服部災害対策委員長、伊藤副委員長、市原災害対策委員、大森災害対策委員、都筑災害対策委員、星野災害対策委員

記録：星野

議事

会長からの挨拶、情報共有、報告を行った。その後、以下の議事について、確認を行った。

1. 会長声明

- 1月5日の日付ということで良いか。
- 1月5日でも良いが、本日の確認を経て公表した日付ということで1月9日ではどうか。
- なるべく早く出した方が良いということであれば、確認した日付として1月8日ではどうか。
- 声明を出すのは、災害支援会議を通す必要はない。1月5日で良いのでは。
- →1月5日とする。

2. 日本社会福祉士会「被災圏域県社会福祉士会の活動等支援募金」への対応

- 個人とは（都道府県社会福祉士会会員？）
- 会員に向けてホームページへの協力要請を行うこととする。
- 団体とは（被災圏域外の都道府県社会福祉士会？）
- 前例を参考としたい。
- 募金を出すこととする。金額については、三役会等の議論で検討する。
- 特に被害の大きい石川県社会福祉士会への支援も考えられる。三役会でも協議したい。

3. 国・日本会からの応援（会員派遣）要請があった場合の対応

- 派遣要請があった場合の決定機関は、委員長と事務局長の承認をもって対応としたい。
- ブロック対応となると新潟県も同じブロックであり、支援機関として千葉も該当する可能性がある。

4. 被災地 VC で圏域外からの一般ボランティア受入れが開始された場合の対応

- 会員への情報提供
- 特になし
- 活動補助金の取り扱い

- 令和 5 年台風第 13 号の活動についても、今年 3 月まで申請を受け付けることとする。
- MHSW 協会、MSW 協会員への補助金支給
- ガイドラインの記述に関する認識、周知が十分ではないという課題がある。また、周知と併せて予算についても注意が必要である。理事会等で協議する。
- 今年度の予算の把握が必要である。また次年度に向けて予算確保も協議が必要である。
- P 協独自の支援制度があるのであれば、対象外とする選択肢がある。来年度の予算も考慮して協議する必要がある。
- 補助金を出すのであれば、上限を設定する必要がある。災害用には別途、予算確保が必要であると考えている。

※議事にあった「次回の災害支援本部会議開催のタイミング」、「災害支援本部員間の情報共有」「出席者からの提案議題」については時間の関係から省略した。

以上

公益社団法人日本社会福祉士会

都道府県社会福祉士会災害担当者会議 参加申込書

2月13日（月）までにご提出ください。

F A X : 03-3355-6543 E-mail : makino@jacsw.or.jp

公益社団法人 日本社会福祉士会 事務局 担当：牧野・北村裕美子行き

都道府県社会福祉士会災害担当者会議に参加します。

（会議 2023年3月12日（日）10:00～12:00 web 会議（Zoom））

2023 年 月 日

一般社団法人 千葉県社会福祉士会

出席者	氏名	服部 明
	メールアドレス	hattori_294@hotmail.co.jp
	貴会でのお立場（役職）	災害対策委員長
オブザーバー（傍聴）	氏名	無し
	メールアドレス	
	貴会でのお立場（役職）	

■災害担当者会議において意見交換したいテーマや質問がありましたらお書きください。

・災害ケースマネジメントと災害ソーシャルワークをどのように関係づけるのか。

以 上

令和 5 年度災害ボランティアセンター運営スタッフ研修 参加申込フォーム

「令和 5 年度災害ボランティアセンター運営スタッフ研修 参加申込フォーム」にご記入いただきありがとうございます

フォームの回答

回答を編集

令和 5 年度災害ボランティアセンター運営スタッフ研修 参加申込フォーム

必要事項を入力の上、令和 6 年 2 月 2 9 日（木）までにお申し込みください。

メールアドレス *

hatori_204@hotmail.co.jp

①参加者氏名 *

原田 明

②所属・団体名 *

千葉県社会福祉士会

③所属・団体での役職 *

災害対策委員長

④電話番号 *

09074172591

入力は以上です。メールアドレスに間違いがないか再確認をお願いします。
正しくお申込みされている場合は、Google フォームより御入力いただいたメールアドレス宛に由添字のメールが届きますのでご確認ください。